



女性の働き方②

100万円の壁って何だろう？

「103万円の壁」とは別の「年収の壁」があります。

妻の収入が原則として100万円を超えると、妻本人に住民税の納税義務が発生します。

$$\text{給与所得控除 (65万円)} + \text{住民税の非課税限度額 (35万円)} = 100\text{万円}$$

住民税は、前年の所得に基づいて計算され、翌年の6月から掛かります。

また、当年1月1日に住所がある、都道府県（都道府県民税）と市町村（市町村民税）に、納めます。

妻の収入が100万円以下であっても、お住いの市町村によっては住民税が掛かる場合があります。

【お住いの市町村の例】

給与収入	市町村
1,000,000円超え	福岡市・北九州市
965,000円超え	大牟田市・久留米市・筑紫野市・那珂川町・春日市・大野城市 太宰府市・志免町・粕屋町・篠栗町・久山町・新宮町・古賀市 宗像市・飯塚市・直方市 他
930,000円超え	柳川市・筑後市・八女市・小郡市 他



※詳細については、お住いの市町村窓口へお問い合わせください。



森林環境を保全するなどの施策に充てる財源を確保するため、2008年度から森林環境税として500円が住民税に加算されています。【福岡県庁HPより】

「年収の壁」とらわれず、働けるうちに働いて将来の生活や介護の費用を、しっかり稼ぐことも考えてみましょう。

LPA活動では、暮らしに役立つ学習会や相談会を店舗や支所で開催しています。また、出前講座も行っています。お気軽に下記へお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部 LPA 活動事務局

TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192